

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主等を定める規則

令和6年10月22日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第3号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規則で定める地方公共団体、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、特定事業主行動計画に係る同項の規則で定める職員は、同表の右欄に定める職員とする。

管理者	管理者が任命する職員
-----	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。